

# 大垣警察市民監視違憲訴訟

— 延期されていた判決期日決定！ —

## 9月13日(金)15時

自由にものを言いたい  
監視されたくない  
わたしたちは犯罪者？



**「もの言う」自由を守る会**

ニュース 臨時号— 3

2024年9月4日

〒 503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25  
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

**「もの言う」自由を守る会**

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613



延期となっていた控訴審判決期日の連絡が9月3日に名古屋高裁からありました。長谷川裁判長の定年の9月13日です。

一審判決は、情報提供を違法と断じ、人格権としてのプライバシーに対する悪質な侵害であることを認めて、被告岐阜県に対して各原告に55万円の損害賠償を支払うよう命じました。しかし情報収集については「必要性があったことは否定できない」と容認し、情報抹消請求は門前払いしました。一審原告らは控訴しました。控訴審判決は、この一審判決を下回することは考えられません。情報収集の違法を認めるか？警察が保有する個人情報の

抹消にどこまで踏み込むか？8月30日に同じ裁判体で言い渡された白龍町マンション奥田さん事件では、憲法の趣旨に則った立法を促す判決でした。期待したいところです。

急ではありますが、万障お繰り合わせの上お集まりくださるようお願い申し上げます。

被告側は必ず上告するでしょう。闘いは最高裁へと続きます。裁判所の中の闘いとどまらず、「もの言う」自由を守り抜く運動として、この裁判を積極的に闘っていきたいと考えています。ご一緒に闘っていきましょう！

## 《大垣警察市民監視違憲訴訟控訴審判決》

2024年9月13日(金)15時

名古屋高等裁判所 1号法廷

14:00～ 裁判所前集会 (傍聴抽選あり)

14:40～ 入廷行進

15:00～ 判決 裁判所前旗出し

(傍聴抽選に外れた方も裁判所前で待機して下さい)

15:30頃～報告集会 愛知県弁護士会館5Fホール